

## 2021年（令和3年）第3回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）3月16日（火）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）3月16日（火）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）3月30日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
  - 議案第4号 非農地証明について
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
  - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
  - 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
  - 議案第8号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について
  - 議案第9号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について
  - 議案第10号 福山市農業委員会処理規則の改正について
  - 議案第11号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 6 報告事項
  - (1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
  - (2) その他
- 7 出席委員


1番 坂本 忠士	4番 渡壁 則人	5番 山本 信之	6番 谷邊 博人
7番 岡本 卓也	10番 安原 理雄	11番 下江 京子	13番 山本 明
15番 谷本 耕造			以上9名
- 8 欠席委員


2番 佐藤 眞子	3番 土屋 智樹	8番 小林 輝仁	9番 寶諸 孝也
12番 河村 昇	14番 須藤 薫雄		以上6名
- 9 その他の出席者  
0名

10 事務局出席職員

事務局長	池田 昌弘	事務局次長	瀧川 滋雄
松永出張所	花田 宏	神辺出張所	杉原 信広
北部出張所	藤井 裕美	新市出張所	山本 隆博
事務局	藤井 勝俊		以上7名

# 11 議事内容

午前 9時50分開会

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p> <p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行いません。議席番号5番 山本信之委員と議席番号11番 下江京子委員にお願いします。議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第3回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書（別冊）8ページ1番の現況地目欄「休耕」を「畑」に訂正。</p> <p>次に10ページ10番の備考欄に「所要面積：2,985平方メートル併用地：108平方メートル」を追記。</p> <p>次に12ページ9番の面積欄「1」を「0.59」に訂正。</p> <p>次に19ページ51番が取下げ。同じく56番の貸付人欄「○○○○」を「○○○○」に訂正。同じく57番の面積欄「426」を「446」に訂正。</p> <p>次に20ページ59番の新規・更新欄の「新規」を「更新」に訂正。</p> <p>次に21ページ67番が取下げ。</p> <p>次に22ページ75番の内の1筆 田 547平方メートル 水稻を取下げ。同じく79番の面積欄に「2,853の内」を追記。</p> <p>次に37ページの合計欄「田 290筆 230,554 畑 16筆 15,089 計 306筆 245,643」を「田 286筆 227,867 畑 16筆 15,109 計 302筆 242,976」に訂正。</p> <p>次に39ページの1番と2番の始期欄「令和3年5月1日」を「県の公告日の翌日」に訂正。終期欄「県の公告日の翌日」を「令和13年12月31日」に訂正。</p>

	<p>次に40ページと41ページの3番から5番及び44ページの1番と2番の備考欄「令和2年」を「令和3年」に訂正</p> <p>次に49ページ24番の受人住所欄「箕島町〇〇〇〇番〇〇-〇〇〇号」を「箕島町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇〇」に訂正。</p> <p>次に53ページの表題「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」を「農地法施行規則第29条第1項の規定による協議書の受理について」に訂正。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では3月24日水曜日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前11時10分から地区協議会員7名中6名の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号5件、議案第4号2件、議案第5号1件、の合計10件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につて」別冊1ページ1番及び2番について報告します。</p> <p>1番です。春日町浦上に住む譲受人は申請地の田、1筆968㎡を岐阜市に住む妹から贈与で譲り受け、野菜を栽培するものです。場所は坪生公民館の東約400mの所です。</p> <p>2番です。奈良津町三丁目に住む譲受人は自宅隣地にあたる申請地の畑、2筆67㎡を土地の交換で譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大していきます。場所はJA奈良津支店の北150mの所です。</p> <p>いずれも譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、3月25日の午前11時40分からの現地調査に続き、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中8名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号3件、議案第5号78件、合計90件について審議しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から7番について報告します。</p> <p>3番は、赤坂町の後継者が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受けるものです。</p> <p>4番と5番は関連案件です。</p> <p>西深津町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は、熊野町の受人が、兵庫県伊丹市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7番 (岡本)</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、3月25日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中5名の出席により、議案第1号8件、議案第3号1件、議案第4号3件、議案第5号4件、合計16件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番から15番について報告します。</p> <p>8番と9番は、関連案件です。瀬戸町の受人が、8番および9番で今津町の渡人から譲受け、新規就農をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>10番は、神村町の受人が、同町の渡人から贈与を受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、南松永町二丁目の受人が、神村町の渡人から借入地の所有権を取得するもので、クワイを栽培する計画です。</p> <p>12番から15番は関連案件です。</p> <p>金江町の受人が、12番で金江町、13番で尾道市の渡人から譲受け、14番と15番で金江町の渡人と使用貸借権を設定し、経営規模の拡大を行い、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>10番 (安原)</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、3月25日の午前9時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号1件、議案第5号82件、議案第6号3件、議案第7号2件の合計97件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページの16番から18番について報告をします。</p> <p>16番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>17番は、駅家町の借受人である法人が、使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>18番は、府中市の譲受人が、広島市の譲渡し人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、3月25日、午前9時から現地調査を行い、午前9時40分より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第5号19件の合計23件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ19番と20番について報告します。</p> <p>19番と20番は関連案件です。</p> <p>西中条の譲受人が、19番では、新徳田の譲渡人が、高齢で労力不足となったため、また、20番では、兵庫県芦屋市の譲渡人が、遠方居住かつ高齢で労力不足となったため、連続している19番の箱田の田501㎡と20番の田703㎡の2筆合計1,204㎡を譲り受けて経営規模の拡大をして施設園芸をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>また、17番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、法人が新規就農するため所有者と使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上です</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>瀬戸町の申請人が、申請地に用悪水路及び公衆用道路を整備するものです。場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの北、約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

10番 (安原)	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊7ページの2番について報告します。</p> <p>駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の北東、約100メートルのところですが。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>1 番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊8ページ1番から9ページ5番について報告します。</p> <p>1番です。南手城町三丁目で建設業を営む法人は事業規模拡大のため、申請地の畑、1筆1,183㎡を譲り受け、露天資材置場を整備確保する計画です。場所は福山市民病院の西約400mの所です。</p> <p>2番です。横尾町二丁目に住む会社員である譲受人は申請地の田、1筆353㎡を譲り受け、近隣周辺で不足する露天駐車場を整備し、賃貸する計画です。場所はビックローズの南80mの所です。</p> <p>3番です。御幸町で石材店を営む譲受人は申請地の田、1筆514㎡を譲り受け、業務拡大のため、露天資材置場を整備確保する計画です。場所はビックローズの南25mの所です。</p> <p>4番です。南蔵王町五丁目で衣料品業を営む法人は申請地の田、1筆1,202㎡を譲り受け、ビックローズ前店で不足する露天駐車場を整備確保する計画です。場所はビックローズの南25mの所です。</p> <p>5番です。御幸町で土木工事業を営む法人は申請地の田、1筆1,100㎡を賃借権により借り受け、不足する露天資材置場を整備確保する計画です。申請地には既に土砂が搬入されていたので顛末書の提出を受けています。場所は御幸小学校の西約800mの所です。</p> <p>以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6番から8番について報告します。</p> <p>6番は、農振農用地区域内の農地であります。一時転用の案件です。赤坂町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、売電用として営農型太陽光発電パネルの支柱を設置するものです。場所は、赤坂小学校の南西、約200メートルです。</p> <p>7番は、多治米町の受人が、熊野町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、熊野小学校の東、約10メートルです。</p> <p>8番は、新涯町の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。場所は、内海ふれあいホールの南、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、9番について報告します。</p> <p>9番は、松永町五丁目の受人が、藤江町の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、新池五差路から南へ640メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
10 番 (安原)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊10ページの10番から11ページの14番について報告します。</p> <p>10番は、広島市の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人 外1人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、芦田支所の北、約200メートルのところですか。</p> <p>11番は、御幸町の譲受人である法人が、加茂町の譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅6棟を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の南東、約750メートルのところですか。</p> <p>12番は、南蔵王町三丁目の譲受人である法人が、神辺町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の北東、約300メートルのところですか。</p> <p>本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>13番は、愛媛県四国中央市の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人 外2人から申請地を借受け、14番で建築する住宅への進入路として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の北東、約100メートルのところですか。</p> <p>14番は、愛媛県四国中央市の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の北東、約100メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

13番 (山本 明)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」11ページ15番について報告します。</p> <p>15番は、売電業を営む三之丸町の法人が、申請地の西中条の畑1筆1,413㎡について、高齢となり農業後継者もない能島二丁目の譲渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネル設置及び事業用の露天資材置場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いました。日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の6番は農業振興地域農用地区域内の一時転用案件です。</p> <p>12番は福山市役所北部支所からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「6番」は営農型太陽光発電の案件のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>営農型太陽光発電の要件について事務局に説明をしてもらいたいのですが。</p>
事務局	<p>今回営農型太陽光について一時転用3年でしているが、太陽光の下で3年後耕作されていなかったら太陽光設備は撤去することになります。原則資金計画の中には撤去費用込みでやっています。今回は設備の下にサカキを植えるとのことですが3年後に標準的な収穫量の8割の収穫量を必要とします。設備の下が管理されていない場合は更新しません。</p>

議 長	<p>外に質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「6番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号の「6番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページ1番及び2番について報告します。</p> <p>1番は御門町三丁目の申請人から地目変更登記のため証明願があったもので、申請地の田、1筆、944㎡は昭和58年頃から店舗用駐車場として利用され現在に至っています。</p> <p>申請地は市街化区域であり、城東中学校の南150mの所です。</p> <p>2番は三吉町四丁目の申請人から地目変更登記のため証明願があったもので、申請地の田、1筆、231㎡は平成元年12月頃から住宅敷地として利用され現在に至っています。</p> <p>申請地は市街化区域であり、福山税務署の南東150mの所です。</p> <p>現地確認しましたが、いずれも農地性はなく、農地への復元は困難なため、非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>議案第4号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、沼隈町の申請人が、昭和30年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、沼隈ぶどう選果場の北西、約550メートルです。</p> <p>4番は、北本庄の申請人が、昭和44年8月から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、鞆支所の北、約2300メートルです。</p> <p>5番は、瀬戸町の申請人が、昭和57年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、内海保育所の南西、約400メートルです。</p> <p>なお、3番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であ</p>

	<p>り、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  7番 (岡本)</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の6番から8番について報告します。</p> <p>6番と7番は隣接地です。6番は、神村町の申請人が、平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。</p> <p>7番も、神村町の申請人が、平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。いずれも、場所は、福山市園芸センターから、北西へ約500メートルのところです。</p> <p>8番は、金江町の申請人が、昭和45年頃から住宅敷地として利用されていたものです。場所は、精華中学校から、東へ約590メートルのところです。</p> <p>すべて、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  10番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページの9番について報告します。</p> <p>9番は、新市町の申請人が、昭和49年頃から公衆用道路として利用し現在に至ります。場所は、網引公民館の北、約20メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  13番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第4号「非農地証明について」12ページ10番について報告します。</p> <p>道上の申請人は、自宅に隣接する申請地の道上の畑1筆211㎡について昭和62年10月から倉庫敷地及び自家用車の駐車場として利用し、現在に至るものです。</p> <p>現地確認しましたが、農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p> <p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の13ページ1番について報告します。全部で、1件、田1筆、1,004㎡です。</p> <p>期間は令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間です。</p> <p>借受人は使用貸借権を設定し、引き続き水稻を作付けします。</p> <p>農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の13頁2番から22頁81番について報告します。</p> <p>合計で、78件、126筆、面積73,428平方メートルです。</p> <p>地目別では、田111筆、58,751平方メートル、畑15筆、14,677平方メートルです。新規・更新の別では、新規分56件、93筆、52,096平方メートルと更新分22件、33筆、21,332平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の82番から85番について報告します。</p> <p>合計で、4件、11筆、面積 5,468㎡です。</p> <p>地目別では、田：11筆、5,468㎡、畑は、ありません。</p> <p>新規・更新の別では、新規分1件、3筆、2,802㎡と更新分が3件、8筆、2,666㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊23ページの86番から34ページの167番について報告します。</p> <p>全体で、件数82件、筆数124筆、面積122,823平方メートルです。</p> <p>内訳は、新規分が、件数54件、筆数86筆、面積84,514平方メートル、更新分が、件数28件、筆数38筆、面積38,309平方メートルとなっております。</p> <p>地目別では、田が、123筆、12,391平方メートル、畑が、1筆、432平方メートルです。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13 番 (山本 明)	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」34ページ168番から37ページ186番について報告します。</p> <p>合計で、19件、田40筆で面積は40,253㎡であり、全て水稻栽培です。新規・更新の別では、新規分は、9件、25筆で面積27,215㎡、更新分は、10件、15筆で面積13,038㎡です。</p> <p>担当委員による調査・報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の13ページから37ページ、取下げが2件ありますので、計184件を上程しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件は、20ページ59番から63番、24ページ90番、25ページから27ページにかけての94番から111番、28ページ123番と124番、31ページ144番から147番、32ページ148番から151番、153番から155番、33ページ160番、35ページ170番はそれぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。</p> <p>また、「新規就農促進措置」によるものは、13ページ4番と8番、23ページ87番で経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、2月1日を締切りとして、302筆、242,976平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、28ページの121番と122番は安原理雄委員、34ページの168番は谷本耕造職務代理が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委 員	<p>（安原理雄委員・谷本耕造職務代理が退席）</p>
議 長	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>採決が終わりましたので、安原理雄委員、谷本耕造職務代理は入室・着席ください。</p>
委 員	(安原理雄委員・谷本耕造職務代理が入室・着席)
議 長	<p>次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について</p> <p>「農地中間管理事業」の別冊38ページの1番から3番について報告します。</p> <p>1番から3番は、いずれも芦田町の貸付人3人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>内訳は、件数3件、筆数3筆、面積2,421平方メートルで、地目は、田が、2筆、2,321平方メートル、畑が、1筆、100平方メートルです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ありがとうございます。事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	<p>議案第6号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。3件、3筆、2,421平方メートルの申し出がありました。</p> <p>利用権を設定する期間は、令和3年5月1日から令和13年12月31日までです。</p>
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の別冊39ページの1番と2番の計画案については、異議はありません。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員	事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	<p>議案第7号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。利用権の期限は県の公告日の翌日から令和13年12月31日までとなります。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。</p> <p>次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>議案第 8 号についてご説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により，農業委員会が「別段の面積」を定め，公示することにより下限面積が設定できることになっています。本市においては，管内全域で農業経営体が減少し，農地の遊休化が課題となっていることから，農地の権利移動を容易にし，新規就農等を促進するため，2011 年（平成 23 年）9 月から農地法施行規則第 17 条第 2 項により，市内全域で下限面積を 10 アールに設定しています。</p> <p>来年度も引き続き，10 アールで設定したいと考えます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第 8 号について，発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第 8 号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第 8 号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に，議案第 9 号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>
農地課	<p>農業振興制度を担当している藤岡です。今回の案件について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地利用計画を変更するものです。この法律は，まとまりのある優良な農地を計画的に確保・保全するため，農業以外の土地との利用調整を図りながら，農地として利用すべき土地の区域を定めているものです。</p> <p>農業振興地域内において，農用地を指定した区域は，農地以外に利用できないこととなっておりますが，やむを得ない理由により，農地以外に利用する必要が生じた場合には，あらかじめ，その農地を，農用地区域から除外する必要があります。</p> <p>除外にあたっては，「農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと」，「農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと」，「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集</p>

積に支障がないこと」、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと」、「土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること」の5要件,並びに,「不要不急のものでないこと」,「他法令の許可等の見込みがあること」,及び,本市独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更事務取扱要領」による「申出資格」,「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。

今回は,年2回の申出のうち,12月28日を締切りとして受け付けた申出分144件について,農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により,諮問させていただきます。

変更内容について概要を申し上げますので,別冊資料1ページの「1.農用地利用計画変更状況」の「(1)重要変更」の欄をご覧ください。今回の農用地区域からの除外については,142件,196筆,130,327.88平方メートルです。

2ページの「(2)軽微変更」について,用途区分の変更の申出はありませんでした。

3ページの「(3)農用地区域への編入」についてです。2件3筆4,195.00平方メートルとなっています。

4ページには,変更理由別件数等の内訳を記載しております。

重要変更の変更理由として主なものは,資材置場60件,駐車場14件,太陽光発電施設9件となっています。

5ページから19ページには重要変更に係るもの,21ページは農用地区域への編入に係るもの2件を記載しております。

本日の諮問に対する答申をいただいた後,公告,30日間の縦覧期間,15日間の異議申立期間,広島県への本協議等,所定の手続きを経て,農業振興地域整備計画の変更が決定されます。以上です。

議長

議案第9号について,これより質疑に入ります。  
発言のある方は,挙手をお願いします。

委員

— 質問等なし —

議長

質問等もないようですので,採決します。  
議案第9号について,原案に異議がない場合は,挙手をお願いします。

委員

— 全員挙手 —

議 長	<p>全員挙手により、議案第9号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p>
議 長	<p>次に、議案第10号「福山市農業委員会処務規則の改正について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第10号についてご説明いたします。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>来年度から新市出張所が廃止となることを受け、福山市農業委員会事務局処務規則の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、新市出張所の設置について記載のある第3条第3号を削る。</p> <p>次に新市出張所の事務分掌について記載のある第8条第5項を削るものです。なお、新市出張所の業務は北部出張所に引き継ぎます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第10号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第10号について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第10号は、原案のとおり改正することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第11号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>第11号議案についてご説明いたします。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>福山市農地利用最適化推進委員選定委員会からの報告を受け、次の農地利用最適化推進委員候補者を決定するものです。</p> <p>候補者は、第1地区は、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇・第2地区は、〇〇〇〇、</p>

	<p>〇〇〇〇・第3地区は、〇〇〇〇，〇〇〇〇，〇〇〇・第4地区は、〇〇〇〇，〇〇〇〇，〇〇〇〇・第5地区は、〇〇〇〇，〇〇〇・第6地区は、〇〇〇〇，〇〇〇〇・第7地区は、〇〇〇〇，〇〇〇・第8地区は、〇〇〇〇，〇〇〇〇・第9地区は、〇〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇〇，〇〇〇〇・第10地区は、〇〇〇〇・第11地区は、〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇〇，〇〇〇〇です。</p> <p>5月6日の開催予定の総会で決議した後，委嘱する予定です。</p> <p>なお，定数を満たしていない第4地区及び第10地区については，現在，候補者を選定中です。説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第11号について，これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は，挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので，採決します。</p> <p>議案第11号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第11号は，原案のとおり決定します。</p> <p>次に，報告事項の「(1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書(別冊)の40ページから43ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，17件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，44ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，45ページから51ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件，5条33件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，52ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により，転用目的が農業用施設であり，かつ転用面積が2アール未満の場合，農地法第4条の「農地の転用の制</p>

	<p>限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫あることを確認しました。</p> <p>次に、53ページの「農地法施行規則第29条第1項の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が送電用等の施設等に供する敷地として転用する場合や認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等を設置する場合には、農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、54ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、55ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、56ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、次に「(2) その他」を事務局から説明してください。
事務局	<p>その他についてご説明します。</p> <p>1点目が、「福山市農業委員会の委員の決定について」です。</p> <p>2021年（令和3年）3月24日付で決定通知がありましたので報告します。2点目が、農業委員室の廃止についてです。今年度末をもって農業委員室が廃止となりますので報告します。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 発言等なし —

議 長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第3回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は4月30日開催の予定です。皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時00分閉会